

## 「ウクライナ人道危機救援金」の受付について

ウクライナ各地で激化している戦闘により、多くの市民が緊張と不安の中で過ごしています。すでに子どもを含む市民の死傷者が報告され、市民生活に不可欠なインフラにも被害が出ています。また、紛争の被害を恐れ、多くの人々が周辺国（ポーランド、ルーマニア、スロヴァキア等）に避難しています。

この状況を受け、日本赤十字社では、赤十字国際委員会、国際赤十字、赤新月社連盟、各国赤十字社が実施するウクライナでの人道危機対応及びウクライナからの避難民を受け入れる周辺国とその他の国々における救援活動を支援するため、次のとおり救援金を受け付けています。

皆さまの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

### 1 救援金名

「ウクライナ人道危機救援金」

### 2 受付期間

令和4年5月31日（火）まで

### 3 受付方法

#### (1) 窓口持参

次の窓口で受け付けています。

- ・保健福祉課（げんき 21）
- ・生田原支所地域担当
- ・丸瀬布支所地域担当
- ・白滝支所地域担当

#### (2) ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号「00110-2-5606」

口座加入者名「日本赤十字社（ニホンセキジュウジシャ）」

※ 通信欄に「ウクライナ人道危機」と明記願います。

※ ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振込手数料は免除されます。

※ 受領証の発行を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」とご記入ください。

#### (3) 銀行振込

受付窓口	金融機関名	口座番号	口座名義	受領証発行に係る連絡先
日赤本社	三井住友銀行 すずらん支店	普通 2787781	日本赤十字社 (ニホンセキジュウジシャ)	日赤本社 パートナーシップ 推進部会員課 (Tel:03-3437-7081)
	三菱UFJ銀行 やまびこ支店	普通 2105784		
	みずほ銀行 クヌギ支店	普通 0623471		

※ 金融機関によっては、振込手数料がかかる場合があります。

※ 受領証の発行を希望する場合は、各「受領証発行に係る連絡先」に次の内容をご連絡ください。

- 住所
- 氏名（受領証の宛名）

- 電話番号
- 寄付日
- 寄付額
- 振込金融機関名及び支店名

#### 4 税制上の取扱いについて

個人については、所得税法第78条第2項第3号、法人については、法人税法第37条第4項の規定に基づく寄附金に該当します。

なお、個人住民税に係る寄附金控除の対象とはなりません。